

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成27年11月12日(2015.11.12)

【公表番号】特表2014-525971(P2014-525971A)

【公表日】平成26年10月2日(2014.10.2)

【年通号数】公開・登録公報2014-054

【出願番号】特願2014-523220(P2014-523220)

【国際特許分類】

C 0 9 K	3/00	(2006.01)
C 1 1 D	3/20	(2006.01)
C 0 9 D	201/00	(2006.01)
C 0 9 D	7/12	(2006.01)
A 6 1 K	8/34	(2006.01)
A 6 1 K	8/37	(2006.01)
A 6 1 K	8/49	(2006.01)
A 6 1 K	8/06	(2006.01)
A 6 1 K	47/10	(2006.01)
A 6 1 K	47/14	(2006.01)
A 6 1 K	47/22	(2006.01)
A 6 1 K	9/107	(2006.01)
A 6 1 Q	5/02	(2006.01)
A 6 1 Q	19/10	(2006.01)

【F I】

C 0 9 K	3/00	1 0 3 H
C 1 1 D	3/20	
C 0 9 D	201/00	
C 0 9 D	7/12	
A 6 1 K	8/34	
A 6 1 K	8/37	
A 6 1 K	8/49	
A 6 1 K	8/06	
A 6 1 K	47/10	
A 6 1 K	47/14	
A 6 1 K	47/22	
A 6 1 K	9/107	
A 6 1 Q	5/02	
A 6 1 Q	19/10	

【誤訳訂正書】

【提出日】平成27年9月17日(2015.9.17)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】請求項1

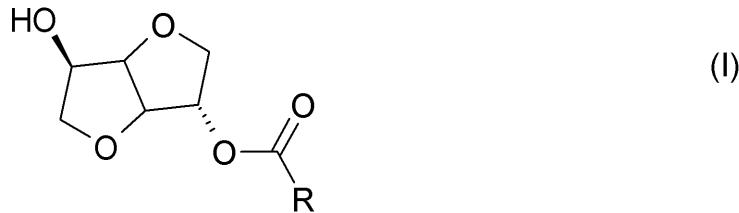
【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【請求項1】

次式(I)、

【化1】



(式中、

Rは、5～11個の炭素原子を有する線状もしくは分岐状の飽和アルキル基であるか、又は、5～11個の炭素原子を有する線状もしくは分岐状の一価又は多価不飽和アルケニル基である。)

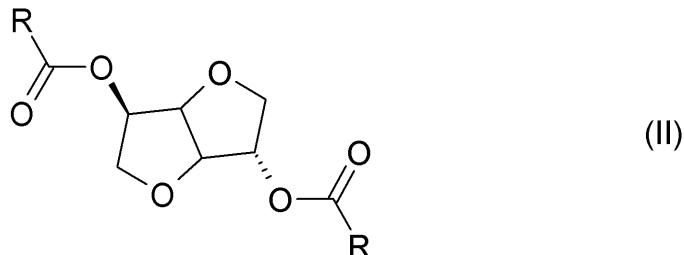
で表される、一種又は多種の化合物の、化粧料、皮膚用又は薬剤用組成物中における増粘剤としての使用であって、

その際、該式(I)で表される一種又は多種の化合物は、ソルビトール、ソルビトールエステル、ソルビタン、ソルビタンエステル、イソソルビド、イソソルビドジエステル及びカルボン酸からなる群から選択される一種又は多種の物質を含む組成物において使用され、かつ、該組成物は、該式(I)で表される一種又は多種の化合物1.0重量部に基づいて、それぞれ、

I) 0.05～0.7重量部のイソソルビド、及び、

II) 0.1～1.0重量部の、次式(II)で表される、一種又は多種のイソソルビドジエステル、

【化2】



を含有する、上記の使用。

【誤訛訂正2】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】請求項7

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【請求項7】

前記組成物が、完成した前記組成物の全重量に基づいて、そのつど、少なくとも30重量%の量で前記式(I)の一種又は多種の化合物を含有することを特徴とする、請求項4～6のいずれか一つに記載の使用。

【誤訛訂正3】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】請求項9

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【請求項9】

前記化粧料用、皮膚用又は薬剤用組成物、前記植物保護用調合物、前記洗浄剤もしくは清浄剤、又は前記染料もしくは塗料が、前記式(I)の一種又は多種の化合物を、完成した化粧料用、皮膚用又は薬剤用組成物、植物保護用調合物、洗濯洗剤もしくは洗剤、又は着色料もしくはコーティング剤の全重量に基づいて、0.01～10.0重量%の量で含有することを特徴とする、請求項8に記載の使用。

【誤訳訂正 4】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】請求項 10

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【請求項 10】

前記化粧料用、皮膚用又は薬剤用組成物、前記植物保護用調合物、前記洗濯洗剤もしくは洗剤、又は前記着色料もしくはコーティング剤が、水性若しくは水性・アルコール性ベースに基づいて構成されるか、あるいはエマルションもしくは分散液として存在することを特徴とする、請求項8 又は 9に記載の使用。

【誤訳訂正 5】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】請求項 11

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【請求項 11】

前記前記化粧料用、皮膚用又は薬剤用組成物、前記植物保護用調合物、前記洗濯洗剤もしくは洗剤、又は前記着色料もしくはコーティング剤が、2 ~ 11 の pH 値を有することを特徴とする、請求項8 ~ 10 のいずれか一つに記載の使用。